旅費規程

第１条　この規程は、神戸市老人福祉施設連盟の業務のために出張する役員・事務局職員等の旅費に関し、必要な事項を定める。

2　旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）については旅程に応じて実費により支給する。

3　宿泊料は、出張中日数に応じて実費（領収書提出）により支給する。但し支給上限金額を１日当たり１２.０００円とする。

4　日当、食費等については支給しない。

（旅費の計算）

第２条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費で計算する。但し業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2　旅費の計算は、原則として普通料金で計算する。但し特急（急行）料金、座席指定料金等についてはこの限りではない。

3　自動車を使用した場合の旅費は下記の通りとする。

　　旅費は走行距離に準じて1ｋｍにつき１５円換算にて支給する。

　　有料道路の使用料金、駐車場の使用料金については実費により支給する。

附則

　　この規定は、令和２年４月１日より施行する。